

学習用端末貸付・購入費一部補助について



経済的に困難を抱える世帯の方に対し、以下の支援を行います。※新入生以外も対象です。
支援対象に該当するかの確認、申請方法の詳細は、
在籍する学校までお問い合わせください。



支援①：学習用端末の貸付



【対象】住民税非課税※世帯

※世帯年収目安（4人世帯）：270万円未満

【概要】授業に必要となるタブレット端末の貸付

必要に応じ、モバイルルーター機器貸付（SIMカード無、契約・通信料は利用者負担）

【期間】随時貸付申請を受付し、原則卒業まで貸付（毎年収入状況の確認があります）

支援②：学習用端末購入費の一部補助

【対象】住民税非課税に準ずる※世帯

※世帯年収目安（4人世帯）：270万円以上350万円未満

住民税非課税世帯の方は、「支援①：学習用端末の貸付」の対象となるため、「支援②：学習用端末購入費の一部補助」は対象外となります。

【実際の基準】

保護者等の「市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除の額」の
合算額が1円以上51,300円未満（市町村発行の証明書で確認）

【概要】令和3年4月1日以降に購入した端末本体の購入金額の $\frac{1}{2}$ （上限22,500円）補助

【申請期限】令和3年12月28日まで

領収書等(レシート可)の原本が必要です。

- ①購入者名
- ②日付（R3.4.1以降であること）
- ③購入総額
- ④端末本体の購入金額が分かる内訳
- ⑤販売事業者名



※支援①、②の世帯年収は目安です。世帯の人数等により実際に対象となる年収は変わるのでご注意ください。